

1 本件の概要

令和7年度の保育所、幼稚園、認定こども園（特定教育・保育施設）の利用定員について、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会の意見を聴くもの。

2 対象施設

- (1) 公立保育所の再編整備にともなう定員変更

2施設
- (2) 新設される幼稚園型認定こども園

1施設
- (3) 施設整備にともない利用定員を変更する保育所

1施設
- (4) 利用定員を変更する幼稚園

1施設

3 利用定員(案)

(1) 公立保育所の再編整備にともなう定員変更

公立保育所の再編整備にともない、施設の廃止および利用定員の変更をするもの。

	廃止	定員変更
施設名	第二保育園	尚白保育園
設置者	周南市	周南市
所在地	岡田町2-23	新宿通6-1-22
利用定員(変更前)	120人	70人
2号認定こども	82人	45人
3号認定こども	38人	25人
利用定員(変更後)	-	90人
2号認定こども	-	70人
3号認定こども	-	20人

(2) 新設される幼稚園型認定こども園

私立幼稚園の認定こども園への移行により、幼稚園型認定こども園の利用定員を設定するもの。

	廃止	新設
施設名	愛光幼稚園	幼稚園型認定こども園 愛光幼稚園
設置者	学校法人 みぎわ学園	学校法人 みぎわ学園
所在地	大字徳山3400番地の1	大字徳山3400番地の1
利用定員(変更前)	75人	90人
1号認定こども	75人	45人
2号認定こども	-	30人
3号認定こども	-	15人

(3) 施設整備にともない利用定員を変更する保育所

私立保育園の施設整備により、3号認定の利用定員を増員するもの。

施 設 名	和光保育園
設 置 者	社会福祉法人 和光保育園
所 在 地	遠石1-10-1
利用定員(変更前)	130人
2号認定こども	85人
3号認定こども	45人
利用定員(変更後)	140人
2号認定こども	85人
3号認定こども	55人

(4) 利用定員を変更する幼稚園

1号認定の利用定員を利用実態に応じて変更するもの。

施 設 名	徳山中央幼稚園
設 置 者	学校法人徳山中央幼稚園
所 在 地	城ヶ丘三丁目18-22
利用定員(変更前)	180人
利用定員(変更後)	150人